

三重県議会における会期等の見直しの経緯

1 定例会 年4回制から年2回制へ（平成20年～）

- ・平成19年5月31日の代表者会議で、定例会の招集回数と会期日数について見直しを検討することが決定された。
- ・平成19年6月29日、議会改革推進会議内に「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置して調査検討を行い、その結果を平成19年12月18日に最終報告として取りまとめた。

平成20年から、定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、定例会の会期を概ね次のとおりとする。なお、次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催を含めて検討する。

第1回定例会	2月上旬から6月下旬まで	（会期日数130日程度）
第2回定例会	9月上旬から12月中旬まで	（会期日数110日程度）
		（年間総会期日数240日程度）

<会期を長くすること等による利点（例）>

- ・知事の招集手続きを経なくても、議長の判断で随時、本会議を開催できる。
- ・審議期間を十分に確保できることから、議員間討議が充実し、参考人の招致や公聴会の開催などが行える。
- ・知事の専決処分を極力避けることができる。
- ・会期が長くなることにより、議案を提案できる期間が長くなる。



平成19年12月20日、議員発議による「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決。



平成21年12月、議会改革推進会議内に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置して会期見直し後の検証と今後の在り方について検討を行い、平成22年4月21日、結果報告を取りまとめた。

次期改選期以降も定例会年2回制を継続し、第1回の招集を2月中旬、会期を6月下旬までとし、第2回の招集を9月中旬、会期を12月中旬までとする。ただし、議員任期満了の年（平成23年）においては、定例会の招集回数を年3回（定例会招集回数条例の附則を改正）とし、第1回の招集を2月中旬、会期を3月中下旬まで、第2回の招集を議員改選後の5月上旬、会期を6月下旬まで、第3回定例会の招集を9月中旬、会期を12月中旬までとする。

2 議会改革諮問会議（平成21年3月25日設置、平成23年4月29日廃止）

議会活動に関し評価・改善を行うことで県民満足度の高い議会を目指していくため、三重県議会基本条例第12条の規定に基づき、学識経験者等5人で構成する附属機関を、都道府県議会としては全国で初めて条例により設置し、平成22年5月14日には第一次答申が、平成23年1月24日には最終答申が提出された。

＜委員＞江藤俊昭氏（会長、山梨学院大学教授）、廣瀬克哉氏（法政大学教授）、
駒林良則氏（立命館大学教授）、相川康子氏（前神戸大学准教授、NPO 政策研究所専務理事）、岩名秀樹氏（元三重県議会議長）

＜最終答申の項目＞

1. 市町議会との交流・連携
2. 政策広聴広報の取組
3. 広域自治体議会の役割
4. 会期のさらなる見直し
5. 議員間討議の充実
6. その他

↓

(1) 議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮

議員・会派・議員活動の3つのバランスについて調査したアンケートにおいて、多くの議員が現状について「バランスはちょうど良い」と肯定しているが、今後の意向としては「議員個人の活動を充実させたい」という意向が強いことから、今後3つの活動全体のバランスを図りながら会期の在り方について検討していく必要がある。

(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

「議会活動が大変忙しくなった」という意見が議員ヒアリングにおいて出されていたが、会期制の変更が会議日数の増加に直接結びついたとは言えず、むしろ会期制の変更と合わせて常任委員会の開催方法を変更したことや、平成20年度以降にテーマごとの検討会等を設置したことなどに伴い、全体の会議日数が増加したものと整理できることから、今後、会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案する。

(3) 政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動

県議会総体として議会報告会を行ったり、出前県議会や意見交換会など政策広聴の場を増やしたり、市町議会との交流・連携などを通じて、民意を把握し地域課題を共有する取組が重要であり、これらの取組が年間の議会活動の中に組み込まれるよう調整していく必要がある。

(4) 4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動

(1)～(3)を実現させていくには従来よりも議会活動の日数が多くなることから日程の確保が難しくなることが予想される。このため、1年間の議会活動スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要である。

例えば、県内全域で議会報告会や市町議会との交流・連携会議を実施しようとした場合、2～4年間のサイクルで全域をカバーできるようなスケジュールの検討が必要。また、各常任委員会の委員任期を従来の1年間から2～4年間とするなど、議会スケジュールと連動した見直しをすることも重要。

3 定例会 年2回制から年1回制（通年議会）へ

- ・議会改革諮問会議の最終答申を受け、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うため、平成23年6月に議会改革推進会議内に「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置して議論を重ね、平成24年7月、検討結果報告として取りまとめた。

《定例会の招集回数及び会期》

- ・年間を通して議会活動が可能となる通年性は、執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理体制が整えられ、県民サービスにつながることから、三重県議会として、通年議会を導入することが適当と考えられる。
- ・通年議会の導入にあたっては、現行のスケジュールを基本として、年間行事予定を組むことが適当と考えられる。
- ・会期の設定については、始期を1月、終期を12月とすることが適当と考える。
- ・議員任期満了の年については、定例会の招集回数を年2回とし、第1回の始期を1月、終期を4月、第2回の始期を5月、終期を12月とすることが適当と考える。

《議会改革諮問会議最終手答申の提言事項》

通任期制につながる議会活動

【検証検討結果】

4年間の任期を踏まえた取組も必要だが、通任期制は中長期的な課題とする。



平成24年10月15日、議員発議による「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決し、平成25年1月から施行。

<見直し項目の主な内容>

(1) 定例会の招集回数及び会期

定例会の招集回数を年1回に改め、会期を1月から12月までとする。ただし、議員任期満了による一般選挙の年においては、定例会の招集回数を年2回とし、会期を第1回は1月から4月まで、第2回を5月から12月までとする。

(2) 本会議の運営方法等

本会議は、2月、6月、9月及び11月に定例的に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合はその都度、本会議を再開する。知事から議案等を示して再開の請求があったときは7日以内に本会議を再開する。

(3) 一事不再議の原則の取扱い

会期中においては一事不再議の原則が適用されるが、客観的に事情の変更があったと認められるときは、一事不再議の原則を適用しない旨、会議規則に規定する。事情変更の有無については、議会運営委員会で事例ごとに協議し、判断を行う。

4 「三重県議会 議会活動計画」の策定（平成27年5月～平成31年4月）

平成27年、議会改革推進会議において、議員任期4年間を見据えた活動を計画的に行っていくため、議員任期4年間の主な議会の取り組みと、取り組み成果の確認及び継続的な改善活動の仕組みについてまとめた「三重県議会 議会活動計画」の策定に向けた検討を行い、同年12月18日に代表者会議において決定した。

○計画期間：平成27年5月～平成31年4月

○取組内容：

（1）知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～

（総合計画、当初予算、個別の行政計画、特に調査・検討を要する重要課題、重点調査項目、議員勉強会）

（2）県民との関係～広聴広報～（議長定例記者会見、広聴広報会議）

○取組成果の確認：

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から委員会（予算決算常任委員会の場合は理事会）による自己評価を毎年行う。

○継続的な改善活動：

毎年、取組の評価を行い、翌年の取組の改善に努めるとともに、4年間を通した評価サイクルを構築し、次期改選後の議会に課題等を申し送ることで、継続的な改善活動につなげていく。



「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」の策定

平成31年4月に「三重県議会 議会活動計画」の計画期間が終了することから、平成31年3月に「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」を策定。

4年間を通した議会活動の評価については「議会活動計画に掲げた取組には十分取り組めており、その取組の評価についても継続的な改善活動につなげることができたものの、取組の評価基準や委員会における議員間討議の活性化などに課題がある」とした。そのため、次期改選後議会への提言については、「引き続き議会活動計画を策定し、計画的な議会活動の実施・評価を行っていくとともに、今回課題とされたことへの対応についても検討していく」こととした。



新しい「三重県議会 議会活動計画」の策定（令和元年5月～令和5年4月）

「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」を踏まえ、三重県議会基本条例に掲げる4つの基本方針に沿って効果的かつ効率的に議会活動を行うため、現議員任期期間である4年間で特に注力して実施すべき取り組みを示すとともに、その評価の仕組みについてまとめた新しい「議会活動計画」を令和元年9月に策定した。

○計画期間：令和元年5月～令和5年4月

○新しい「議会活動計画」の特徴：

- ・行政部門別常任委員会及び、予算決算常任委員会では、これまでの年次末の活動評価に加え、新たに「上半期の振り返り」を実施する。
- ・年次末の活動評価は、行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会だけでな

- く、新たに特別委員会や広聴広報会議でも実施する。
- ・令和4年には、県民意識調査を実施し議会活動に対する県民の満足度や意見を把握するとともに、複数の外部有識者から評価とアドバイスを受け、4年間を通した議会活動の評価と次期改選後への提言を決定する。